

モダンアート協会規約細則

第2章 会 員

第6条細則 (入会金および会費) 入会金および会費は、会員会の決定により年度毎にこれを定める。

第8条細則 (辞退) 会員推挙を辞退した場合は、准会員の立場に留め置きとする。

2、推挙されて辞退した場合は、次年度から賞の候補から外れる。

第9条細則 (参与会員) 病気・体力の衰え等やむを得ない事由により、制作・出品ができなくなった会員が、退会にあたり本人が希望届を出し、会員会で承認されたとき「モダンアート協会参与会員」と称することができる。参与会員は本協会と友好関係を保ち、任意かつ可能な範囲でのサポート活動を行うことができる。

2、参与会員は年会費納入の義務を負わず、本展に出品する権利を持たない。

3、参与会員の氏名は当該年度の本協会住所録に掲載し、本人の希望と会員会の承認により更新される。

第3章 事 務 局

第12条細則 (事務局長の決定) 事務局長は、会員会の承認を得て原則として前年度の補佐があたる。

第13条細則 (事務局員の決定) 事務局員は、原則として補佐、広報、会計、庶務とする。

2、補佐は、事務局長の補佐をする。

3、補佐、広報、会計、庶務は事務局長の指名により会員の中から定め、会員会の承認を得る。

第6章 展 覧 会

第22条細則 (賞の種類) 年度展 (本展) の賞は、協会賞、優秀賞、佳作賞、奨励賞、新人賞等とし、協会賞は優秀賞の中から選出する。

第24条細則 (会員・准会員・会友推薦会議) 会員・准会員・会友推薦会議は、運営委員および推薦委員 (若干名) により20名前後で構成される。

2、推薦委員は、運営委員会で、遠方の会員・会の歴史に詳しい会員等に配慮して選出し、会員会で承認を得る。任期は2年とする。

(推薦委員および推薦会議の詳細は、内規で別に定める。)

第25条細則 (地方展) 地方展は、モダンアート協会の理念を広く地方に普及すると共に、支部及び地域のさらなる発展を目的として、支部及び地域会員が開催する。会期は6日以上を原則とする。

2、地方展は支部及び地域会員の責任で実施し、地方展運営費は主催支部および地域の負担とする。但し、参加人数および規模に応じて協会より補助金を支給する。補助金額は内規に定める。

第9章 共 済

第32条細則 (遺作展示) 逝去会員の作品を遺族と相談の上、当該年度の本展会場に展示する。

1992年一部改正	2009年一部改正	2024年一部改正
2000年一部改正	2014年一部改正	
2002年一部改正	2019年一部改正	
2005年一部改正	2021年一部改正	
2006年一部改正	2023年一部改正	



モダンアート協会規約

THE REGULATIONS OF THE MODERN ART ASSOCIATION

モダンアート協会 マニフェスト

モダンアート協会は純粹なる芸術運動の為に新しい方向を示す世代の秀れた美術家群によって21世紀への橋をかける役を果す機関として行動する
(1950年)

我々はこの創立期の宣言の精神を継承し常に新しい時代認識と批評精神を以て芸術活動を展開する
(1996年)

The Modern Art Association proclaims its progressive functions bridging over to the 21st century with the excellent group of artists dedicated to future artistic activities.
(1950)

We succeed to the spirit of this proclamation issued at the time of the establishment, and evolve artistic activities always having the fresh cognition of the times and the mind of criticism.
(1996)

モダンアート協会規約

第1章 総則

- 第1条 (名称) 本協会はモダンアート協会と称する。
- 第2条 (目的および事業) 本協会は、純粋なる芸術運動のために常に新しい方向を示して、文化に寄与することを目的とし、その達成に必要な諸事業を行う。
- 第3条 (所在) 本協会の所在地は事務局長の居宅地とする。本協会は事務局を首都圏に置く。
- 第4条 (組織) 本協会は、会員・准会員・会友を構成員とし、絵画・彫刻・版画・写真・デザイン・スペースアートの6部門を置く。

第2章 会員

- 第5条 (資格) 会員は准会員の中から選出され、6部門のいずれかに分属する。
- 第6条 (義務) 会員は、本協会が定める入会金および会費を納めるほか、本協会の運営と諸事業の推進にあたる。
- 第7条 (権利) 会員は、会員総会および会員会の議決、展覧会の出品、作品の審査、新会員・新准会員・新会友の推薦等の権利を平等に持つ。
- 第8条 (入会) 会員・准会員・会友推薦会議により推挙され、会員総会の承認を得、入会金の納入後の次年度より会員として入会とする。
- 第9条 (退会) 会員が退会を希望するときは、その理由を付した退会届を事務局長に提出し、会員総会の承認を得ることとする。
- 第10条 (除名) 会員が長期にわたり会費を滞納、または本協会の年度展（本展）に不出品、および会員としてふさわしくない行為のあったときは、会員総会の議決を経て除名される。
- 第11条 (納入金の不返還) 退会または除名により会員の資格を失ったときは、すべての納入金は返還しない。

第3章 事務局

- 第12条 (事務局長) 事務局長は、会員総会・会員会・運営委員会を招集するほか事務局の会務を統括する。任期は原則として2年とする。
- 第13条 (事務局員) 事務局員は、事務局長の統括のもとに事務局の会務を担当する。任期は原則として2年とする。

第4章 運営委員および運営委員会

- 第14条 (目的および構成) 本協会の円滑なる運営を図るため、会員の中から毎年秋期に運営委員を選出する。運営委員は運営委員会を構成する。
- 第15条 (運営委員) 運営委員は会員会でその員数を決定し、会員の中から選出する。任期は原則として2年とする。
- 第16条 (運営委員会) 運営委員会は必要に応じて事務局長が招集し、協議の結果を会員総会または会員会に諮る。ただし、緊急の場合は運営委員会で決定し、会員総会または会員会に報告する。

第5章 会員総会および会員会

- 第17条 (会員総会) 会員総会は、新会員・新准会員・新会友の承認、構成員の退会・除名の承認、および規約の改正等の重要事項を議決する機関である。事務局長は毎年1回春期の定期総会のほか、必要に応じて臨時総会を招集する。開催にあたっては、前もって

書面で全会員に通知する。会員総会の議長は会員の中から選出する。

- 第18条 (会員会) 会員会は、細則の改正や本協会の運営に関する事項を協議し、決定する機関である。事務局長は必要に応じて会員会を招集する。開催にあたっては、前もって書面で全会員に通知する。
- 第19条 (議事の採決) 会員総会および会員会の議事は、出席会員および議決を委任した会員の過半数の同意により決定される。
- 第20条 (議決権の委任) 会員総会および会員会に出席できない会員は、書面で議長または出席会員に議決権を委任することができる。議決権の委任なく欠席した会員は、会員総会および会員会決定に従うこととする。

第6章 展覧会

- 第21条 (展覧会) 本協会は毎年春期に年度展（本展）を開催し、必要に応じて、地方展その他の展覧会を行う。
- 第22条 (賞) 本協会は会員会の決定により賞をもうける。
- 第23条 (審査) 作品の審査は会員会の決定した方針で行う。
- 第24条 (新会員、新准会員、新会友、授賞者) 新たな会員・准会員および会友は、会員・准会員・会友推薦会議において推挙し、会員総会の承認を得る。授賞者は審査会場において決定する。
- 第25条 (地方展) 本協会の地方展は支部及び地域主催により開催する。

第7章 支部

- 第26条 (支部) 本協会は、会員会の承認を経てその地方に支部を置くことができる。支部の所在地は支部長の居宅地とする。
- 第27条 (支部長) 支部長は各支部で決定し、毎年事務局長に報告する。

第8章 会計

- 第28条 (会計年度) 会計年度は11月1日より翌年の10月31日までとする。
- 第29条 (経費) 本協会の経費は、入会金・会費・寄付金・事業による収入金をもってこれにあてる。
- 第30条 (事務局経費) 事務局長および事務局員は、会員会で決められた経費を受けることができる。
- 第31条 (会計監査) 事務局および運営委員以外の会員より2名の会計監査を選出し、事務局会計および出版部会計の監査を行う。

第9章 共済

- 第32条 (共済) 会員の弔事には、その都度事務局において配慮し、生花・香典などをもって弔慰する。

第10章 規約改正

- 第33条 (規約改正) 本規約の改正には、会員会の決定を経て、会員総会出席会員および議決を委任した会員の3分の2以上の同意を必要とする。本規約は2023年4月3日より実施し、同時に2021年4月3日実施の規約は廃止する。

第11章 付則

- (准会員、会友) 准会員・会友に関する規約は別に定める。
- (細則) 各条に必要な場合、細則として別に定める。
- (付則、細則改正) 付則および細則は会員会の議決により改正できる。